

生駒市選挙管理委員会告示第30号

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

生駒市選挙管理委員会委員長 中川 勇

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

生駒市選挙管理委員会規程（昭和48年7月生駒市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「局長補佐」の次に「、副係長」を、「主事」の次に「、副主事」を加え、同条第10項中「主事」を「副主事」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「主任」の次に「及び主事」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

第16条第2号中「係長」の次に「、副係長」を加え、「及び主事」を「、主事及び副主事」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。